

4 質の高い教育を
みんなに



12 つくる責任
つかう責任



屋内で気を付けること ～子どもが関わる製品事故～

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、外出を控えたり、学校や保育園などが休みになったりして、子どもが屋内で過ごす時間が長くなっています。外に出る機会が少ない分、屋内で遊ぶこととなりますが、子どもが興味を持ったものや遊びの延長で様々な製品事故が発生するおそれがあります。そこで、NITE（ナイト）は子どもの屋内での事故を防ぐため、注意喚起を行います。

NITEでは、製品事故の被害者を年齢別に集計しており、2015年度から2019年度の5年間にNITEに通知された製品事故情報^{※1}では、0歳から12歳までの子どもが被害者となった屋内の事故は158件^{※2}ありました。これらの中には、子どもが製品事故の被害に巻き込まれただけでなく、子どもの行動などによりけがを負った事故が74件あります。

子どもの起こす事故の事象は、窒息、やけど、下敷き、誤飲など多様であり、それぞれに事故を防ぐためのポイントがあります。

事故を未然に防ぎ、安全に過ごしましょう。

■事故の事例と対策

- 子どもがドラム式洗濯乾燥機内に入ってドアが閉じてしまい、窒息した。なお、本体及び取扱説明書には、「子どもをドラムの中に入らせない。ドラム内に閉じ込められて窒息したり、やけど、感電、けが、おぼれるおそれがある」旨、記載されていた。【2018年1月、大阪府、5歳】
⇒洗濯機を使用していない時にも子どもが容易に開けられないように、「チャイルドロック機能」の活用などで扉は常にロックしてください。
- 子どもがスチーム式加湿機能付き空気清浄機につかまり立ちし、手が蒸気吹出口に触れたため、やけどを負った。なお、本体表示及び取扱説明書には「子どものやけどに注意する」旨の記載があった。【2019年1月、群馬県、0歳】
⇒子どもがスチーム式加湿機能付き空気清浄機に近づかないよう柵を設けるなど対策を取ってください。
- 子どもがたんすの引き出しを同時に複数段開けたか、引き出しに乗るかぶら下がったため、転倒防止を施していなかったたんすが前に転倒し、下敷きとなった。【2016年2月、東京都、2歳】
⇒壁や天井に固定するなど、倒れない対策を取ってください。
- 子どもが玩具で遊んでいた際、電池を収納しているふたが外れ、コイン形リチウム電池を飲み込み、負傷した。【2018年10月、栃木県、4歳】
⇒電池は子どもの手の届かないところに置いてください。触れているうちに電池が外れる場合があるので、電池が外れやすくなっていないかなど点検してください。



■子どもの事故を防ぐポイント

- ・長いひも状のものは首にからまって窒息事故が生じます。垂れ下がっているものは子どもの手の届かない位置に設置してください。
- ・やけどのおそれがあるものには近づかないよう注意し、柵を設けるなどして対策してください。
- ・家具を固定するなど対策を取ってください。
- ・誤飲のおそれのある玩具などは保管場所に気を付け、遊ぶときにも幼児が口に入れないように気を付けてください。

(※1) 消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故に加え、事故情報収集制度により収集された非重大製品事故やヒヤリハット情報（被害なし）を含む。

(※2) 重複、対象外情報を除いた事故発生件数。

1. 事故の発生状況

(1) 事象別 年齢別事故発生件数

表1に子どもの行動がきっかけで発生した事故の「事象ごとの製品別被害状況」を示します。ドラム式洗濯乾燥機に閉じ込められた死亡事故やロールスクリーンのひもが首に絡まった死亡事故が発生しています。事故の件数は、やけどが最も多く、ウォーターサーバーや空気清浄機などで発生しています。

表1：事象別事故発生件数

事故事象	死亡	重傷	軽傷	総計
閉じ込め	1			1
ドラム式洗濯乾燥機	1			1
窒息	1			1
ロールスクリーン	1			1
やけど		12	14	26
ウォーターサーバー		7	6	13
空気清浄機(スチーム式加湿機能付)		3		3
電気炊飯器		1		1
その他		1	8	9
体挟み		6	6	12
玩具		1	1	2
幼児用いす		1	1	2
その他		4	4	8
裂傷		5	5	10
ジュース		1		1
洗濯機		1		1
その他		3	5	8
下敷き		1	6	7
電気ストーブ		1		1
たんす			2	2
その他			4	4
転倒		3	3	6
いす		2		2
歯ブラシ(乳幼児用)			1	1
その他		1	2	3
打撲		3	2	5
ドア		2		2
玩具			1	1
その他		1	1	2
誤飲			4	4
玩具			4	4
その他		1	1	2
玩具			1	1
ボディシール		1		1
総計	2	31	41	74

2. 子どもの事故の事例

(1) 窒息の事故

(ア) ドラム式洗濯乾燥機への閉じ込め
2018年1月（大阪府、5歳、死亡）

【事故の内容】

子どもがドラム式の洗濯乾燥機の中で死亡していた。

【事故の原因】

チャイルドロック機能の設定をしていなかったため、子どもから目を離した際に、幼児がドラム内に入ってドアが閉じてしまい、これに気付くのが遅れて窒息したものと考えられる。

なお、本体及び取扱説明書には、「子どもをドラムの中に入らせない。ドラム内に閉じ込められて窒息したり、やけど、感電、けが、おぼれるおそれがある」旨、記載されていた。



ドラム式洗濯乾燥機での子どもの事故

画像出展：一般社団法人日本電機工業会

「ドラム式洗濯乾燥機事故防止安全啓発チラシ/小さなお子さまのおられるご家庭の皆様へ」

http://jema-net.or.jp/Japanese/ha/sentakuki/pdf/se_anzen_child.pdf

事故を防ぐためのポイント

○扉をロックをする

ドラム式洗濯乾燥機は誤った使い方をすると、中に閉じ込められて窒息したり、やけどや感電、けがをするなど危険な状態になるおそれがあります。取扱説明書の記載内容を守るとともに、特に小さな子どもがいる家庭では、使用されていない時にも子どもが容易に開けられないように「チャイルドロック機能」の活用などをお願いします。チャイルドロック機能は各社にて操作方法が異なりますので、取扱説明書を確認いただくか、各メーカーへお問合せください。

長期間使用されている製品の中にはチャイルドロック機構を有しないものもあります。ゴムバンドで扉が開かないように固定する、近くに踏み台を置かないなど、子どもだけでは開けることができないような対策を取ってください。

○使用後はドアを閉める

子どもが入らないようにドアを閉めてください。また、日頃から閉じ込めの恐ろしさを子どもに言い聞かせるなど、子どもがむやみに近づかないようにしてください。

(2) やけどの事故

(ア) 空気清浄機（スチーム式加湿機能付）の事故

2019年1月（群馬県、0歳、軽傷）

【事故の内容】

乳児がスチーム式加湿機能が付いた空気清浄機の蒸気口で、手にやけどを負った。

【事故の原因】

スチーム式加湿機能が付いた空気清浄機に乳児がつかまり立ちをした際、手が蒸気吹出口に触れたため、やけどを負ったものと考えられる。

なお、本体表示及び取扱説明書には「蒸気口に手や顔を近づけない、やけどのおそれがある。特に子どもには注意する」旨の記載があった。



※蒸気吹出口は子どもの興味を引く部分です。つかまり立ちのやけど以外にも、子どもが自発的に触れてやけどに至った事例もあるため、保護者の方は子どもを近づけないよう注意してください。

(イ) ウォーターサーバーの事故

2016年11月（神奈川県、1歳、軽傷）

【事故の内容】

子どもがウォーターサーバーを触っていたところ、熱湯がかかってやけどを負った。

【事故の原因】

子どもが温水コックのつまみにつかまり、ぶら下がるような体勢となり、偶発的にチャイルドロックが解除されたために熱湯が出てやけどを負ったものと考えられる。

なお、本体表示及び取扱説明書には「子どものやけどに注意する」旨の記載があり、事業者も製品設置時に使用者に対して子どものやけどに関する注意喚起を行っていた。



ウォーターサーバーにぶら下がる子ども

(ウ) 炊飯器の事故

2015年7月 (東京都、1歳、重傷)

【事故の内容】

炊飯器を使用中、子どもが炊飯器を抱えたまま転倒し、腹部から両足にかけてやけどを負った。

【事故の原因】

使用者が炊飯器を子どもの手の届くところに置いて使用していた。加熱中の炊飯器に子どもが触れた際にふたが開き、その状態で抱えて後方へ転倒したため、内容物がかったものと考えられる。

事故発生時、炊飯器は子どもが抱え上げることができる高さに設置されていた。

保護者の話によると、子どもは普段から炊飯器に興味を持ち、触れていたこともあったとのこと。



事故時の状況を再現。子どもの手が届く高さであり、抱えて転倒したためにやけどを負った

事故を防ぐためのポイント

○乳幼児をやけどのおそれのある製品に近づけないよう対策を取る

子どもは目につくもの、手が届くもの、興味を引くものをすぐに触ろうとします。特に3歳以下の乳幼児がいる場合は、空気清浄機やウォーターサーバーなどから遠ざけてください。台所のように複数の危険が潜む場所は、柵を設置して立ち入れないようにするのが有効な対策です。

(3) 下敷きの事故

(ア) たんすの事故

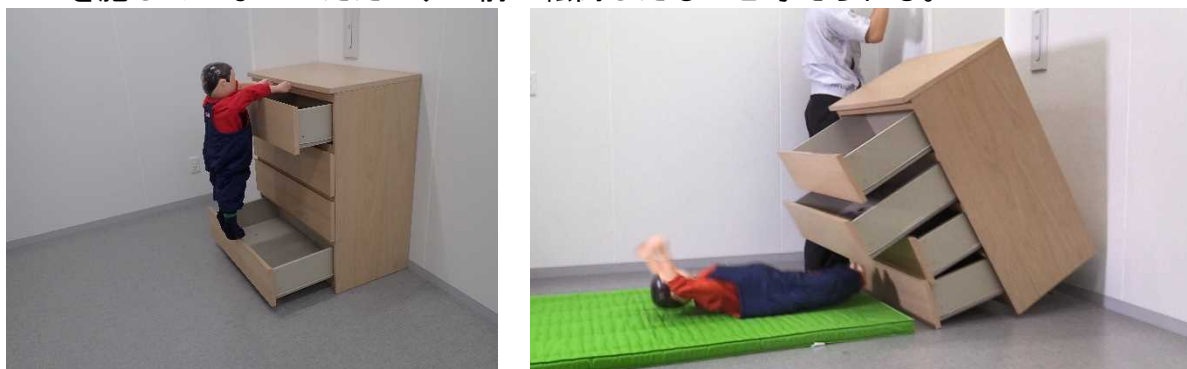
2016年6月 (東京都、2歳、軽傷)

【事故の内容】

子どもがたんすの引き出しを引き出そうとしたところ、たんすが前に倒れて、軽傷を負った。

【事故の原因】

子どもが引き出しを同時に複数段開けたか、引き出しに乗るかぶら下がったため、転倒防止を施していなかったたんすが前に転倒したものと考えられる。



たんすの下敷きになる子どものイメージ

事故を防ぐためのポイント

○家具を壁や天井に固定するなど転倒防止を施す

転倒防止策を施していなかった家具を引き倒すことにより子どもが下敷きになってしまう事故が発生しています。家具を固定するなど倒れない対策を取ってください。地震の対策としても有効です。

(参考情報：東京消防庁の「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」)

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/hp-bousaika/kaguten/handbook/>

○壁と家具の隙間に注意する

壁と家具の間に大きな隙間があると、子どもが入り込んでしまう場合があります。壁とテレビ台の隙間に入り込み、体重を掛けたためにテレビ台の足が折れ、子どもが下敷きになった事例もあるため、壁と家具に大きな隙間が生じないように。注意してください。

(4) 転倒の事故

(ア) いすから転倒した事故

2015年11月 (石川県、8歳、重傷)

【事故の内容】

子どもがいすを踏み台として使用していたところ、転倒し、手を骨折した。

【事故の原因】

いすを踏み台にしていた際にバランスを崩し、転倒したものと考えられる。

事故を防ぐためのポイント

○高いところのものを取るときは支える

高い位置にあるものは保護者が取り扱うようにしてください。また、踏み台などを使用する際は、必ず補助者をつけるよう注意してください。

(5) 誤飲の事故

(ア) コイン形リチウム電池の誤飲

2018年10月 (栃木件、4歳、軽傷)

【事故の内容】

子どもが玩具で遊んでいた際、電池を収納しているふたが外れ、取れた電池を飲み込み、負傷した。

【事故の原因】

電池ふたの固定が不十分で開いたため、子どもが製品に入っていた電池を誤飲して事故に至ったものと考えられる。

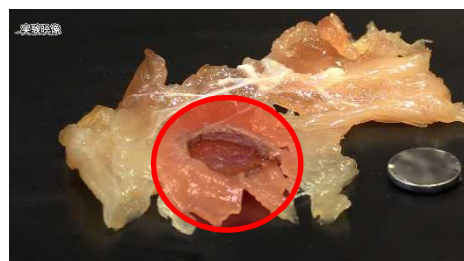


Copyrighted by the Sydney Children's Hospital Network

コイン形リチウム電池を誤飲した子どものレントゲン写真 (上記事例の被害者ではない)



実験開始後



1時間30分経過後

鶏肉を使用したコイン形リチウム電池の誤飲の再現実験

※電気分解により発生したアルカリ性物質がタンパク質などを損傷させ穴が開いている

事故を防ぐためのポイント

○小さな玩具や部品やボタン形電池及びコイン形電池の保管方法や扱いに注意する

子どもが小さな玩具やその部品、ボタン形電池及びコイン形電池を飲み込んでしまう事故が発生しています。小さな子どもは、玩具や玩具の部品などを口に入れてしまう可能性があります。口に入れると窒息の危険があるため、誤飲のおそれのある玩具などは保管場所に気を付け、遊ぶときにも幼児が口に入れないように気を付けましょう。また、玩具などから口に入るサイズの部品が外れないかを確認してください。

○ボタン形電池及びコイン形電池の誤飲は重篤なけがに至ることを理解する

ボタン形電池及びコイン形電池は誤飲してしまうと、電気分解によってアルカリ性の物質が生じ、消化管の壁を損傷します。穴が開いたりする可能性があり、場合によっては死に至るおそれがあります。特にコイン形リチウム電池は飲み込んでから30分から1時間という短い時間で消化管の壁に潰瘍を作ってしまう。保管場所や電池交換時の置き場所や廃棄場所に気を付けるとともに、電池ぶたが外れやすくなっていないかなど点検を行いましょう。

○コイン形リチウム電池は誤飲防止パッケージが採用されたものを選択する

コイン形リチウム電池のパッケージは、乳幼児が素手で開けられないように対策されたものが販売されております。製品購入の際は対策をされているものを選択いただければ、事故が起きる可能性を低減できます。

万一、飲み込んだり、飲み込んだことが疑われたりする場合は、すぐに医師などに相談してください。

(参考) 消費者庁 「小さいおもちゃの誤嚥・窒息事故に注意！」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/consumer_safety_release_171120_0001.pdf

(参考) 消費者庁 国民生活センター「乳幼児（特に1歳以下）のボタン電池の誤飲に注意！」

http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20140618_1.pdf

(参考) 電池工業会「誤飲に関するご注意」

<http://www.baj.or.jp/safety/safety22.html>

電池豆知識

パッケージが変わりました。

電池工業会加盟各社は、乳幼児が素手で容易に開封できない誤飲防止パッケージをコイン形リチウム電池に導入しました。



誤飲防止パッケージ (参考画像: 一般社団法人電池工業会)

3. あり得る・起こり得る事故

子どもが遊んでいるときや、やむを得ず親が子どもを残して外出するときなどに起こり得る事故を過去の事故事例を参考に想定される事故を以下に示します。

(ア) ロールスクリーン・ブラインドのひもの事故

子どもが室内でかくれんぼなどをしている内に、首にロールスクリーンやブラインドのひもが絡まって窒息する事故。

【事故を防ぐポイント】

- ・ひものつなぎ目が外れやすくなっている安全対策を施した製品を使用する。
- ・クリップなどで子どもの手が届かない位置にひもをまとめる。
- ・ソファやベッドなど、踏み台となるものをひもの近くに設置しない。

(イ) 電源コードの事故

室内で動き回っているときに、電源コードに引っかかって転倒する事故。

【事故を防ぐポイント】

- ・在宅勤務で使用するからとノートパソコンなどの電子機器を床に置きっ放しにしていると、子どもがケーブルを足に引っかけて転倒するおそれがあります。コードの取り回しや機器の配置には注意してください。

(ウ) 電子レンジの事故

加熱時間を間違えて設定し、食品を長時間加熱することや、少量の食品を自動加熱することなどで食品が炭化し、発火に至る事故。

【事故を防ぐポイント】

- ・オーブントースターや電子レンジなどは子どもだけで使わせたり、幼児の手が届くところで使用しないでください。開いていた電子レンジの扉を幼児がつかんだために、レンジが落下して重傷を負った事例もあります。

その他子どもの事故に関する事例をリーフレットとしてNITEのホームページで配布しております。(URL : <https://www.nite.go.jp/data/000107516.pdf>)

お問い合わせ先

独立行政法人製品評価技術基盤機構 製品安全センター 所長 小田 泰由
担当者 柿原、向井

Mail : ps@nite.go.jp

Tell : 06-6612-2066

除菌について

新型コロナウイルスに対する危機意識が高まっている中、除菌は感染しないための一つの対策です。しかし、取扱によっては事故に至ることもあるため、次のような製品を使う際は、取扱説明書をよく読み、禁止されている使い方は絶対にせず、事故が起きないように注意してください。

(ア) ウェットティッシュ

ウェットティッシュは用途により様々な種類があります。日用品などに使用するために製造されたものの中には人によっては肌荒れやアレルギー反応を生じる場合があります。パッケージ裏などに記載されている「顔、目、及び傷口には使用しないでください」、「肌に異常がある場合は…」などの使用法を確認し、適切な用途・方法で使用してください。

(イ) 空気清浄機・加湿器

家庭用塩素系漂白剤などの次亜塩素酸ナトリウムを含む溶液を空気清浄機や加湿器に用いて空気を除菌しようとする事例がありますが、このようなことは絶対にやめてください。空気清浄機や加湿器から出される希釈溶液の蒸気が人体に付着したり呼吸器官に入り込んだりすると重篤な健康被害（やけどや失明、呼吸器疾患など）を引き起こすおそれがあります。

次亜塩素酸ナトリウムに限らず、過去には殺菌剤として販売されていた製品が、加湿器に入れて噴霧されたときに肺に影響を及ぼし、多くの人命を奪った事故がありました。

空気清浄機や加湿器は取扱説明書に記載させている使用方法を遵守してください。使用方法に記載されていない液体や薬剤などを入れた場合、人体に被害が出る可能性があるため、絶対に行わないでください。

【除菌目的に使用してはいけないもの】

(ウ) メタノール

メタノールはアルコールの一種ですが、一般的にイメージされるアルコール消毒などに使用できるものではありません。類似の名称である「エタノール」とは異なり、メタノールは目の網膜に作用すると失明に至るおそれがあります。メタノールは燃料用アルコールとして販売されており、アルコールという名称から水などで薄めての使用を試みる人もいますが、そういった用途には絶対に使用しないでください。

※新型コロナウイルス感染対策にあたっては、3密（密閉・密集・密接）を避け、部屋の換気を行ってください。